

福島市教育委員会定例会会議録	
1 場 所	福島市役所 9階 903会議室
2 日 時	令和5年5月29日 午前9時00分
3 出席者	教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡邊慎太郎 委員 篠木雄司 委員 立花由里子
4 欠席した委員	委員 高谷理恵子
5 説明のため出席した職員	教育部長 三浦裕治 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広 学校教育課長 穂積 浩 教育施設管理課長 小関 浩 教育研修課長 柏谷智也 生涯学習課長 遠藤 彰 中央学習センター館長 加藤享司 図書館長 安藤勝章 教育総務課課長補佐兼庶務係長 神野秀樹
6 議事内容及び経過	(1) 開 会 午前9時00分 (2) 日 程 本日1日間 (3) 署名人の決定 委員 篠木雄司 委員 立花由里子 (4) 記録係 教育総務課庶務係主査 藤川哲生

1 教育長報告事項	
・教育費予算の継続費繰越しについて	
教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P 3により説明）	
渡邊委員	内容としては理解したが、財源について国庫支出金とされている部分と地方債で賄っているわけであるが、国庫支出金の割合が同じ改築工事であってもかなり幅があるように見えるが、どのように額が定まるのか。全体の半分というのであれば分かりやすいが、これだけばらつきが生じている理由は。
教育施設管理課長	改修の場合は交付金として国に請求し、3分の1が負担される。新築の場合は、2分の1が負担金として国から補填される。改修に関しては、クラス数によって面積が決まり、金額も決まってくるが、新たに追加して造る場合には、その部分だけ新築扱の負担金扱いになる場合がある。そのような理由などで、学校によって補填される金額もずれてきている。
・教育費予算の繰越明許費繰越しについて	
教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P 4により説明）	
篠木委員	内容的な部分ではないが、繰越明許費の繰越しとは何年もできるものなのか。今回1回延ばした場合はもう終わりなのか。また、デジタル教科書の件で、これからデジタル教科書を導入することになると、費用的にかさむことになるのか。通常の教科書プラスアルファのデジタル教科書を並行していくと、最終的には安くなりそうなのか。

教育部次長	繰越明許費については、市役所の会計で各会計年度における歳出にはその年度の歳入、収入を充てなければならないという大原則がある。今回の繰越明許費については、何らかの事情でその年度内に支出を完了することができない経費について、特別に翌年度に1年間に限り繰り越して使用することができるものということになっているため、1回限りとなる。
教育研修課長	デジタル教科書については、今説明があったように実証事業ということで、文科省で今後の対応についての検証をしている最終年となる。現段階で情報を得ているものとしては、来年度から、英語はデジタル教科書導入、その後については順次ということで話しが出ているが、その方向性についてはまだ示されていない。デジタル教育については、まだ確定したものではないが、教科書は紙の教科書を基本としながら、デジタル教科書を活用していくようになる。
	もう1点について、デジタル教科書は教科書の中身だけのデジタル教科書と、資料的なものも入れた2種類がある。来年度から文科省が実施しようとしているものは教科書の部分の資料ということである。資料が入っているものはかなりの金額になるため、国の方で、その検定の関係を進めているところである。活用については図形を拡大したりなど、とても効果的だということで、検証事業の方で効果があるという事例報告をしている。

渡邊委員	こむこむ館の復旧について、最終的に今回の350万円に相当する復旧が終了すれば復旧完了という理解でよいのか。
	現時点でこの350万円に相当する復旧していないのはどのような部分なのか。
生涯学習課長	令和4年3月16日発生の復旧事業に関しては、この350万円の工事で完了の予定である。内容としては、地震によりスプリンクラーがその振動で破損し、水浸しになってしまった影響で、のびのび広場の南側の床の部分が沈下したためその修繕となる。
	入札不調となったため延びていた事業になる。
	・福島市民憲章推進協議会委員の推薦について
	教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P6により説明）
	・福島市奨学生選考委員会委員の委嘱について
	学校教育課長（教育委員会定例会提出事項 P7により説明）
	2 その他
	・今後の日程について
	教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P8により説明）
	① 次回の定例会の開催について
	令和5年7月5日（水）午後1時15分から市役所7階701会議室
	終了後に協議会を開催。

